館山市地域密着型サービス施設整備事業者募集要項

１　目的

本要項は、第８期介護保険事業計画（令和３年度～令和５年度）に基づき、地域密着型サービス施設の整備事業者を公募するにあたり、必要な事項を定めるものです。

２　募集内容

(1) 対象施設：認知症対応型共同生活介護　１か所 定員１８名（９名×２ユニット）

(2) 募集圏域：市内全域

(3) 開設時期：令和４年度までに介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」と

いう。）に基づく指定を受け、事業所を開設すること。

３　応募の要件

次のいずれにも該当すること。

(1) 法人であること。設立を準備している団体にあっては代表者であること。

(2) 館山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２５年条例第９号）、館山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成２５年条例第１０号）、都市計画法、建築基準法、消防法等の関係法令等を遵守した事業計画であること。

(3) 事業者として選定された後、指定申請に当たっては、法第７８条の２第４項各号及び第１１５条の１２第２項各号に該当しないこと。

(4) 施設建設、設備準備及び事業運営に必要な資力が十分にあり、長期間継続して安定的にサービスを継続できること。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う法人並びに同条第６号に掲げる暴力団員が当該団体の役員等をしている法人でないこと。

４　受付期間及び提出方法

本公募への申込を希望する事業者は、次により応募書類を提出してください。

1. 受付期間及び提出場所

【受付期間】

令和３年４月１５日（木）から４月３０日（金）まで（土日祝日を除く）

午前９時から午後５時まで（時間厳守）

※郵送による書類の受付はしませんので、予め電話予約のうえ来庁してください。

※応募する前に必ず事前相談をしてください。

【提出場所及び問合せ先】

千葉県館山市北条１１４５－１

館山市 健康福祉部 高齢者福祉課 介護保険係

担　当：長谷川・川名

電　話：０４７０－２２－３４８９（直通）

ＦＡＸ：０４７０－２３－３１１５

E-mail：kourei@city.tateyama.chiba.jp

(2) 提出部数　８部〔正本１部、副本（コピー可）７部〕

(3) 提出書類の体裁について

書類は、次のように整えて、提出してください。

1. 全体の目次及びページをつけ、ページごとに右肩に項目名を標記する。
2. 項目ごとにインデックスをつける。（番号のみ可）
3. 全体をバインダー等で綴る。
4. 応募書類は、Ａ４サイズとすること。

※ 図面等でＡ４サイズに縮小すると見づらくなる場合のみ、Ａ３サイズ可とする。

（ただし、Ａ４サイズに折り畳むこと。）

（提出書類の綴じ方）

公募申込書

※仕切り紙

館山市認知症対応型

共同生活介護

公募申込書

左側で綴じる

－1－

法人名

ページの表記

(4) 提出書類について

1. 「１０　応募申込書の提出書類一覧」のとおり、提出してください。
2. 必要な様式類については、館山市ホームページよりダウンロードしてください。
3. 本申込み受付期間終了後の応募者の都合による書類変更は一切認めません。ただし、本市が必要と判断した場合には、本市から、書類の追加・補正等を求めることがあります。
4. 契約者同士で原本を保管する必要があるもの（土地売買契約書等）は、写しの提出で構いませんが、法人代表者名で原本証明をしてください。

５　応募に当たっての留意点

(1) 応募に必要な書類に不足・不備等がある場合は受付できませんので、受付期間最終日の提出は、極力避けてください。

(2) 提出された種類は、理由の如何を問わず返却いたしません。

(3) 応募にかかる費用は、全て応募者の負担とします。

(4) 他の応募者の計画の内容に関しての問合せについては、直接又は間接の如何を問わず、一切応じません。

(5) 本応募における用地（建物）権利者又は地域住民等との間の確約書等に基づき生じた損害賠償請求権等については、応募者の責任に帰する事項であり、館山市はその責任を負いません。

(6) 応募受付後に辞退する場合は、応募辞退届（様式１３）を提出してください。

６　審査方法

1. 第１次審査

提出された申込書類に基づき、書類審査を行います。

1. 第２次審査

法人の代表者等から施設の運営方針等についての面接審査を行い、以下の評価項目によって、事業に対する考え方や理解度等を総合的に審査します。

【評価項目】

1. 法人の理念　　　　　　　　　2. 施設運営の基本方針(透明性等)

3. 施設建設・運営の確実性　　　4. 人員配置体制

5. 入所者への処遇（安全性や生活への配慮）

6. 感染症対策の取組　　　　　　7. 防災への対応

8. 事故防止の方策　　　　　　　9. サービスの質向上のための取組

10. 地域との連携・交流　　　　 11. その他（独自性等）

(3) 選考結果

結果については文書で通知します。また、市ホームページでも公表します。

なお、電話・文書等による問合せ、異議の申立には応じないものとします。

(4) その他

応募者の中で、最も評価の合計点が高かった事業者を第１順位事業者として、整備事業候補者とします。第１順位事業者が辞退等により整備事業候補者でなくなった場合には、繰上げにより第２順位事業者を整備事業候補者とします。

ただし、評価の合計点が満点の半分に満たなかった事業者については、対象外とします。

７　応募スケジュール

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| № | 内容 | 日程 |
| １ | 募集要項ホームページ掲載 | 令和３年４月１５日（木） |
| ２ | 質問受付期間 | 令和３年４月１５日（木）から４月２２日（木）まで |
| ３ | 質問への最終回答予定日 | 令和３年４月２６日（月）※随時、市ホームページに掲載 |
| ４ | 応募書類受付期限 | 令和３年４月３０日（金） |
| ５ | 第１次審査 | 令和３年５月中旬 |
| ６ | 第２次審査 | 令和３年６月上中旬 |
| ７ | 運営協議会での協議 | 令和３年６～７月 |
| ８ | 選定結果通知 | 運営協議会での協議終了後 |
| ９ | 事業準備開始 | 選定結果受理後 |
| １０ | 指定・事業開始 | 工事完了後（令和４年度中） |

８　資金計画

施設の整備に必要な資金の確保については、関係法令等を十分に理解して資金計画を立てること、建設総事業費については、建設自己資金及び借入金により確保されることとします。

９　質問の受付

1. 受付期間

令和３年４月１５日（木）から４月２２日（木）午後５時まで

(2) 受付方法

質問がある場合は、質問票（様式１２）にご記入の上、ＦＡＸ 又は メールにて、下記あてにご提出ください。これ以外の方法（電話・口頭等）での質問は、受け付けません。

＜質問提出先＞

館山市 健康福祉部 高齢者福祉課 介護保険係　長谷川・川名 あて

ＦＡＸ：０４７０－２３－３１１５

E-mail：kourei@city.tateyama.chiba.jp

1. 回答方法

受付期間中に受理した質問への回答については、４月２６日（月）までに、随時、市ホームページへ掲載します。

１０　応募申込書の提出書類一覧

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 　 | № | 提出書類 | 内容 | 様式 |
| 事業計画概要 | 1 | 申込書 | 所定の様式 | 様式１ |
| 2 | 事業計画書 | 所定の様式 | 様式２ |
| 3 | 資金計画書 | 所定の様式 | 様式３ |
| 4 | 預金残高証明書 | 申込日前１ヶ月以内に発行されたもの |  |
| 5 | 収支計算書 | 所定の様式 | 様式４ |
| 6 | 借入金償還計画書 | 所定の様式※借入金の予定がない場合は、様式全体に斜線を引いてください。 | 様式５ |
| 7 | 事業所開設までのスケジュール | 任意様式※事業所整備工程を含む | 　 |
| 8 | 開設提案書 | 所定の様式 | 様式６ |
| 法人・人員について | 9 | 法人の概要 | 所定の様式※パンフレット等添付 | 様式７ |
| 10 | 定款・寄付行為 | 最新のもの | 　 |
| 11 | 法人の登記事項証明書（全部事項証明書） | 申込日前３ヶ月以内に発行されたもの | 　 |
| 12 | 法人財務状況等 | 直近３ヶ年分の決算書 | 　 |
| 13 | 経歴書 | 所定の様式法人代表者・管理者 | 様式８-１様式８-２ |
| 14 | 誓約書 | 所定の様式 | 様式９ |
| 15 | 職員体制 | 所定の様式 | 様式１０ |
| 16 | 関係各課との協議状況 | 所定の様式 | 様式１１ |
| 17 | 役員会議事録 | 計画に関するものの写し |  |
| 土地・建物等 | 18 | 位置図 | 近隣の状況がわかるもの | 　 |
| 19 | 配置図、平面図、立面図 |  | 　 |
| 20 | 諸室面積表 | 任意様式 | 　 |
| 21 | 公図 | 申込日前３ヶ月以内に発行されたもの | 　 |
| 22 | 土地登記事項証明書 | 申込日前３ヶ月以内に発行されたもの | 　 |
| 23 | 建設予定地に係る契約書又は確約書 | 採択された後、確実に賃借または取得することが確認できる内容であること | 　 |
| 24 | 建設予定地の現況写真 | 整備予定地の状況がわかること | 　 |